

## 議案第 5 号

### 沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則について

以下の理由により、沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号）が施行されたことに伴い、沖縄県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する規則を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

## 沖縄県教育委員会規則第 号

### 沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、沖縄県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

**第2条** 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）に対する免許状の再授与に関する事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

**第5条** 審査会の会議は、会長（省令第4条第1項に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

**第6条** 審査会の庶務は、教育庁学校人事課において処理する。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

### 1 件名

沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則

### 2 制定の経緯及び必要性

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を理由に教育職員免許状が失効等となった者）に対し、再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育委員会が設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定された。

これを受け、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）において、審査会の委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は都道府県の教育委員会規則で定めることとされたため、沖縄県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する規則を制定する必要がある。

### 3 規則案の概要

- (1) 趣旨について定める。（第1条）
- (2) 担任する事務について定める。（第2条）
- (3) 組織について定める。（第3条）
- (4) 委員について定める。（第4条）
- (5) 会議について定める。（第5条）
- (6) 庶務について定める。（第6条）
- (7) 委任について定める。（第7条）
- (8) この規則は令和7年4月1日から施行する。（附則）

#### 4 根拠法令

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第11条第2項、第11条第3項及び第16条の2
- (2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項、第22条第1項、第22条第2項及び第23条
- (3) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第3条、第4条、第5条及び第6条

#### 5 関係各課との調整状況

人事課、行政管理課及び財政課と調整済み。

#### 6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

**第五条** 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行い教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日（昭和二年五月三日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～6 （略）

（失効）

**第十条** 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。
- 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受け

たとき。

三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 （略）

（取上げ）

**第十一条** 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4～5 （略）

（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与）

**第十六条の二** 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等（第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるものの

ほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

## ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

（目的）

**第一条** この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**（略）

2 ～ 5（略）

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

**第十二条** 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

二 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

（データベースの整備等）

**第十五条** 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となつた事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となつたときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

**第二十二條** 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）

については、その免許状の失効又は取上げの原因となつた児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3（略）

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

**第二十三條** 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等  
に関する法律施行規則（令和四年文部科学省  
令第五号）

（免許管理者による通知）

**第一条** 免許管理者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効したとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者（同法第五条第七項に規定する授与権者をいう。免許管理者を除く。）に通知するものとする。

（所轄庁による通知及び学校法人等による報告）

**第二条** 所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあつては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

一 公立学校の教育職員等であつて児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき（懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

2 所轄庁（免許管理者を除く。）は、国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、前項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする。

3 学校法人等（教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。）は、その設置する私立学校の教育職員等について、第一項第一号に該当すると認められたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が前項に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

**第三条** 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

**第四条** 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

**第五条** 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の

教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

**第六条** 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。